

平成21年11月12日

船橋新京成バス株式会社
習志野新京成バス株式会社
松戸新京成バス株式会社

「バス共通カード」のサービス終了について

船橋新京成バス（本社：千葉県鎌ヶ谷市）、習志野新京成バス（本社：千葉県鎌ヶ谷市）、松戸新京成バス（本社：千葉県鎌ヶ谷市）では、平成22年7月31日（土）をもって、路線バスに導入しております「バス共通カード」のサービスを終了いたします。

「バス共通カード」は平成12年にサービスを開始して以来多くのお客様にご利用いただいておりますが、平成20年9月に導入を開始したICカード乗車券「PASMO」が新京成グループバス3社の路線バス全車両（一部路線を除く）にて利用可能となって以来、お客様のご利用も順調に推移していることから「バス共通カード」のサービスは平成22年7月31日（土）をもって終了とさせていただきます。なお、「バス共通カード」の発売につきましては、バス車内・発売窓口ともに平成22年3月31日（水）をもって終了とさせていただきます。

「バス共通カード」サービス終了についての概要は記載のとおりです。

「バス共通カード」サービス終了の概要

1. カード発売期間 平成22年3月31日（水）まで
2. カード使用期間 平成22年7月31日（土）まで
3. カードの払い戻しについて

新京成グループバス3社および新京成電鉄発行の未使用カードまたは残額のあるカードについては、使用期間終了日より5年間（平成22年8月1日～平成27年7月31日）は無手数料にて払戻をいたします。平成22年7月31日（土）までの払戻しについては、所定の手数料を頂戴いたします。

（払戻し窓口）	船橋新京成バス	「営業所」鎌ヶ谷営業所
		「定期発売所」船橋駅北口定期発売所（平成22年4月1日より）
	習志野新京成バス	「営業所」習志野営業所
		「定期発売所」津田沼駅定期発売所（平成22年4月1日より）
	松戸新京成バス	「操車場」小金原操車場
		「定期発売所」松戸駅東口定期発売所（平成22年4月1日より）

(払戻し額)

*平成22年7月31日(土)まで:払戻し手数料を頂戴いたします。

払戻し金額=発売金額-利用済金額-払戻し手数料(200円)

例:5,000円券、(券面金額5,850円)のカードを1,000円利用(残金4,850円)

払戻し金額=5,000円 - 1,000円 - 200円 = 3,800円

*平成22年8月1日(日)(利用終了日)以降:無手数料にて払戻しいたします。

払戻し金額=発売金額 × 残金額 / 券面金額

例:5,000円券、(券面金額5,850円)のカードを1,000円利用(残金4,850円)

払戻し金額=5,000円 × 4,850円 / 5,850円 = 4,150円

*10円未満の端数は四捨五入。

4. お客さまのお問い合わせ先

船橋新京成バス株式会社 総務部

TEL 047-443-2091 (月~金 9:00~17:45)

習志野新京成バス株式会社 総務部

TEL 047-466-0533 (月~金 9:30~17:30)

松戸新京成バス株式会社 総務部

TEL 047-387-0382 (月~金 9:30~17:30)

以上